

令和5年12月 4日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年12月定例会議議案

(2)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第2号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第10号）
議案第3号	令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第7号	令和5年度宮古市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和5年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第9号	令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第10号	宮古市部等設置条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号	宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第14号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第15号	宮古市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号	宮古市立学校条例の一部を改正する条例
議案第17号	財産の処分に関し議決を求めることについて
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第19号	市道路線の廃止について
議案第20号	市道路線の認定について



議案第2号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,014,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
14 使用料及び手数料		416,840	1,089	417,929
	2 手数料	34,307	1,089	35,396
15 国庫支出金		5,468,295	203,230	5,671,525
	1 国庫負担金	2,862,803	110,451	2,973,254
	2 国庫補助金	2,596,009	92,779	2,688,788
16 県支出金		2,101,565	147,237	2,248,802
	1 県負担金	1,216,153	26,188	1,242,341
	2 県補助金	670,586	121,049	791,635
19 繰入金		2,907,341	193,740	3,101,081
	1 基金繰入金	2,907,341	193,740	3,101,081
21 諸収入		563,223	3,352	566,575
	4 雑入	201,088	3,352	204,440
22 市債		2,553,300	278,500	2,831,800
	1 市債	2,553,300	278,500	2,831,800
補正されなかった款項にかかる額		22,176,902		22,176,902
** 歳入合計 **		36,187,466	827,148	37,014,614

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
2 総務費		7,027,097	109,940	7,137,037
	1 総務管理費	6,218,322	94,921	6,313,243
	3 戸籍住民基本台帳費	299,527	15,019	314,546
3 民生費		10,752,911	192,446	10,945,357
	1 社会福祉費	6,081,566	153,358	6,234,924
	2 児童福祉費	3,310,653	39,088	3,349,741
6 農林水産業費		1,932,278	85,128	2,017,406
	1 農業費	738,178	1,688	739,866
	3 水産業費	858,681	83,440	942,121
7 商工費		922,378	17,700	940,078
	1 商工費	922,378	17,700	940,078
8 土木費		2,998,444	242,000	3,240,444
	2 道路橋りょう費	1,600,309	225,000	1,825,309
	3 河川費	99,395	17,000	116,395
10 教育費		3,393,608	92,366	3,485,974
	2 小学校費	819,784	13,672	833,456
	3 中学校費	468,692	8,256	476,948
	4 社会教育費	655,008	66,876	721,884
	5 保健体育費	882,847	3,562	886,409
11 災害復旧費		60,201	87,568	147,769
	1 公共土木施設災害復旧費	26,001	87,568	113,569
補正されなかった款項にかかる額		9,100,549		9,100,549
** 歳出合計 **		36,187,466	827,148	37,014,614

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民情報修 システム改	6,604
		戸籍情報修 システム改	8,017
6 農林水産業費	3 水産業費	浜の活付 再生交付金	71,816
		陸上養殖調査	20,395
7 商工費	1 商工費	浄土ヶ浜園地内備 道路路整	14,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理	111,000
		道路施設等繕 長寿命化修繕	100,000
		交通安全対策	10,000
		松山線道路改良	7,000
		閉伊川水門備 取付道路整	16,665
	3 河川費	河川環境整備	17,000
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	道路河川災害復旧 (令和5年8月豪雨)	87,568
合 計			470,265

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
中心市街地拠点施設津波浸水対策改修工事監理業務委託料	令和6年度	限度額 2,400千円
中心市街地拠点施設津波浸水対策改修工事費	令和6年度	限度額 131,300千円
宮古市災害資料伝承館整備工事費	令和6年度	限度額 130,000千円
田老・新里・川井地域バス運行業務委託料	令和6年度	限度額 44,611千円
川井地区研修バス運行管理業務委託料	令和6年度	限度額 4,300千円
田老総合事務所庁舎清掃業務委託料	令和6年度	限度額 630千円
新里総合事務所非常用予備発電設備等改修工事監理業務委託料	令和6年度	限度額 1,000千円
新里総合事務所非常用予備発電設備等改修工事費	令和6年度	限度額 71,500千円
小国保育所園児送迎バス運行管理業務委託料	令和6年度	限度額 4,700千円
重茂児童館児童送迎バス運行管理業務委託料	令和6年度	限度額 4,400千円
患者輸送車管理運行業務委託料	令和6年度	限度額 4,400千円



事 項	期 間	限 度 額
花いっぱい育苗業務委託料	令和6年度	限度額 2,800千円
公共施設ごみ収集業務委託料	令和6年度	限度額 11,500千円
和井内養魚場種苗生産施設整備工事監理業務委託料	令和6年度	限度額 700千円
和井内養魚場種苗生産施設整備工事費	令和6年度	限度額 12,900千円
水産科学館清掃業務委託料	令和6年度	限度額 7,200千円
道の駅たろう清掃業務委託料	令和6年度	限度額 5,340千円
除雪車両購入費	令和6年度	限度額 55,000千円
都市公園等草刈及び巡回清掃業務委託料	令和6年度	限度額 42,000千円
教育機関文書等集配業務委託料	令和6年度	限度額 1,850千円
学校浄化槽維持管理業務委託料	令和6年度	限度額 3,330千円
スクールバス運行業務委託料	令和6年度	限度額 150,820千円

事 項	期 間	限 度 額
教師用教科書及び指導書購入費	令和6年度	限度額 25,000千円
公民館清掃業務委託料	令和6年度	限度額 5,900千円
図書館清掃業務委託料	令和6年度	限度額 4,500千円
図書館外壁改修工事実施設計業務委託料	令和6年度	限度額 3,900千円
市民文化会館屋根防水等工事監理業務委託料	令和6年度	限度額 5,300千円
市民文化会館屋根防水等工事費	令和6年度	限度額 69,000千円

第4表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
街灯整備事業	7,400	3,600	11,000	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
道路橋りょう整備事業	197,000	111,000	308,000	〃		
河川等整備事業	45,000	17,000	62,000	〃		
辺地対策事業	1,700	2,500	4,200	〃		
過疎対策事業	1,853,700	115,000	1,968,700	〃		
災害復旧事業債	47,700	29,400	77,100	〃		
補正されなかった 地方債の額	400,800		400,800			
計	2,553,300	278,500	2,831,800			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 14 使用料及び手数料 2 手数料	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務手数料	29,042	1,089	30,131
		** 計 **	34,307	1,089	35,396

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金	目	補正前の額	補正額	計
		1 民生費国庫負担金	2,743,457	52,377	2,795,834
		3 災害復旧費国庫負担金		58,074	58,074
		** 計 **	2,862,803	110,451	2,973,254

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費国庫補助金	408,196	9,454	417,650
		2 民生費国庫補助金	222,510	16,016	238,526
		5 土木費国庫補助金	1,115,778	63,525	1,179,303
		6 教育費国庫補助金	59,950	3,784	63,734
		** 計 **	2,098,129	92,779	2,190,908

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金	目	補正前の額	補正額	計
		1 民生費県負担金	1,059,802	26,188	1,085,990
		** 計 **	1,216,153	26,188	1,242,341

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補正額	計
		2 民生費県補助金	236,259	42,133	278,392

節		金額	説明	
区分				
1	印鑑証明	288	印鑑証明手数料	288
2	戸籍	212	戸籍手数料	212
3	住民票	484	住民票手数料	484
6	諸証明	105	諸証明手数料	105

節		金額	説明	
区分				
5	障害者自立支援給付費	52,377	障害者自立支援給付費	52,377
1	公共土木施設災害復旧	58,074	道路・河川災害復旧費	58,074

節		金額	説明	
区分				
6	社会保障・税番号制度システム整備費	9,454	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	9,454
7	保育対策総合支援事業	16,016	保育対策総合支援事業費補助金	16,016
1	社会資本整備総合交付金	5,775	社会資本整備総合交付金	5,775
5	道路メンテナンス事業	57,750	道路メンテナンス事業	57,750
9	学校保健特別対策	3,784	感染症流行下における学校教育活動体制整備事業	3,784

節		金額	説明	
区分				
6	障害者自立支援給付費	26,188	障害者自立支援給付費	26,188

節		金額	説明	
区分				
5	重度心身障害者医療給付	2,424	重度心身障害者医療給付費	2,424
6	乳幼児・小学生医療給付	1,680	乳幼児・小学生医療給付費	1,680
7	妊産婦医療給付	306	妊産婦医療給付費	306
8	ひとり親家庭等医療給付	606	ひとり親家庭等医療給付費	606
16	重度訪問介護利用促進支援事業	18,176	重度訪問介護利用促進支援事業費補助金	18,176
19	いわて子育て応援在宅育児支援金	2,220	いわて子育て応援在宅育児支援金	2,220

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補 正 額	計
		5 農林水産業費県補助金	282,077	71,816	353,893
		6 商工費県補助金	37,000	7,100	44,100
		*** 計 ***	650,636	121,049	771,685

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補 正 額	計
		1 財政調整基金繰入金	789,144	168,774	957,918
		10 東日本大震災復興基金繰入金	571,650	6,824	578,474
		13 子ども・子育て幸せ基金繰入金	40,332	18,142	58,474
		*** 計 ***	2,873,963	193,740	3,067,703

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入	目	補正前の額	補 正 額	計
		5 雑入	201,084	3,352	204,436
		*** 計 ***	201,088	3,352	204,440

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債	目	補正前の額	補 正 額	計
		4 農林水産業債	371,700	4,800	376,500
		5 商工債	57,600	7,100	64,700
		6 土木債	836,900	178,000	1,014,900
		8 教育債	313,900	59,200	373,100
		9 災害復旧債	47,700	29,400	77,100
		*** 計 ***	2,553,300	278,500	2,831,800

節		金額	説明	
区分				
20	いわて子育て応援保育料無償化事業費補助金	21,569	いわて子育て応援保育料無償化事業費補助金	21,569
23	水産業競争力強化緊急施設整備	71,816	水産業競争力強化緊急施設整備事業	71,816
1	自然環境整備	7,100	自然環境整備事業	7,100

節		金額	説明	
区分				
1	財政調整基金繰入金	168,774	財政調整基金繰入金	168,774
1	東日本大震災復興基金繰入金	6,824	東日本大震災復興基金繰入金	6,824
1	子ども・子育て幸せ基金繰入金	18,142	子ども・子育て幸せ基金繰入金	18,142

節		金額	説明	
区分				
3	自動車等共済	950	建物等共済	950
11	雑入	2,402	移動通信用鉄塔施設建設工事費返還金 施設使用料等	1,777 625

節		金額	説明	
区分				
4	水産施設	4,800	水産施設整備事業債	4,800
1	観光施設	7,100	観光施設整備事業債	7,100
1	道路	157,400	道路橋りょう整備事業債	157,400
2	河川	17,000	河川等整備事業債	17,000
3	街灯・道路照明	3,600	街灯・道路照明整備事業債	3,600
2	社会教育施設	59,200	社会教育施設整備事業債	59,200
1	災害復旧債	29,400	災害復旧事業債	29,400

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		8 公共交通対策費	274,959	18,823	293,782				
		9 地域振興費	1,436,907	622	1,437,529				
		11 総合事務費	312,814	1,100	313,914				
		15 諸費	38,181	74,376	112,557				1,333
		** 計 **	6,218,322	94,921	6,313,243				1,333

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 戸籍住民基本台帳費	299,527	15,019	314,546	9,454			1,089
		** 計 **	299,527	15,019	314,546	9,454			1,089

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	2,109,307	133,550	2,242,857	52,377	44,364		
		4 老人ホーム費	139,868	950	140,818				
		5 老人福祉費	1,343,208	2,081	1,345,289				400
		6 医療給付費	1,855,034	16,777	1,871,811		168		
		** 計 **	5,530,358	153,358	5,683,716	52,377	44,532		400

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 児童福祉総務費	196,785	36,378	233,163	16,016	2,220		18,142
		2 児童措置費	1,941,570		1,941,570		21,569		
		3 児童福祉施設費	1,172,298	2,710	1,175,008				225
		** 計 **	3,310,653	39,088	3,349,741	16,016	23,789		18,367



内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
18,823	18 負担金補助及び交付金	18,823	三陸鉄道運行支援事業負担金	18,823
622	10 需用費	622	光熱水費	622
1,100	10 需用費	1,100	光熱水費	1,100
73,043	22 償還金利子及び割引料	74,376	国庫支出金等返還金	74,376
93,588				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
4,476	11 役務費	398	手数料	398
	12 委託料	14,621	住民情報システム改修業務委託料	6,604
			戸籍情報システム改修業務委託料	8,017
4,476				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
36,809	12 委託料	550	障がい者福祉システム改修業務委託料	550
	19 扶助費	133,000	障害者自立支援給付費	133,000
950	12 委託料	950	清寿荘指定管理料	950
1,681	10 需用費	400	光熱水費	400
	12 委託料	1,050	高齢者生活福祉センター指定管理料	1,050
	27 繰出金	631	介護保険事業特別会計繰出金	631
16,609	12 委託料	690	医療費審査等委託料	690
	19 扶助費	14,500	子ども医療給付費	17,000
			妊産婦医療給付費	1,000
			重度心身障害者医療給付費	5,000
			ひとり親家庭等医療給付費	1,500
	27 繰出金	1,587	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金	1,587
56,049				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	18 負担金補助及び交付金	36,378	保育対策総合支援事業費補助金	18,019
			在宅子育て支援金	18,359
21,569			(財源補正)	
2,485	10 需用費	2,710	燃料費	350
			光熱水費	2,360
19,084				

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 農業総務費	96,289	318	96,607				
		3 農業振興費	298,084	1,370	299,454				
	** 計 **		738,178	1,688	739,866				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 水産業振興費	315,823	83,440	399,263		71,816	4,800	6,824
	** 計 **		858,681	83,440	942,121		71,816	4,800	6,824

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 商工振興費	454,702	1,400	456,102				
		3 観光費	383,820	16,300	400,120		7,100	7,100	950
	** 計 **		922,378	17,700	940,078		7,100	7,100	950

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 道路維持費	913,682	225,000	1,138,682	63,525		161,000	
		3 道路新設改良費	644,757		644,757				
	** 計 **		1,600,309	225,000	1,825,309	63,525		161,000	

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
318	10 需用費	318	燃料費 118 光熱水費 200
1,370	12 委託料	1,370	地域農産物等活用型総合交流促進施設指定管理料 1,370
1,688			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	14 工事請負費	4,800	和井内養魚場種苗生産施設整備工事費 4,800
	18 負担金補助及び交付金	78,640	浜の活力再生施設整備事業費補助金 71,816 県外種卵購入事業補助金 6,824

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,400	18 負担金補助及び交付金	1,400	商業振興対策事業費補助金 1,400
1,150	12 委託料	14,200	浄土ヶ浜園地内道路改良工事調査設計業務委託料 14,200
	14 工事請負費	950	グリーンピア三陸みやこ設備改修工事費 950
	17 備品購入費	1,150	庁用備品購入費 1,150
2,550			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
475	12 委託料	40,000	道路施設自然災害防止対策測量設計業務委託料 6,000 道路施設等長寿命化修繕工事測量設計業務委託料 30,000 街灯・道路照明LED化改修業務委託料 4,000
	14 工事請負費	185,000	道路維持工事費 105,000 道路施設等長寿命化修繕工事費 70,000 交通安全対策工事費 10,000
	12 委託料	8,000	牛伏地区用地測量調査業務委託料 8,000
	14 工事請負費	7,000	松山線道路改良工事費 7,000
	21 補償補填及び賠償金	1,000	工作物等移転補償費 1,000
475			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 3 河川費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 河川維持費	96,695	17,000	113,695			17,000	
		** 計 **	99,395	17,000	116,395			17,000	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	558,372	9,299	567,671				
		2 教育振興費	261,412	4,373	265,785	2,180			
		** 計 **	819,784	13,672	833,456	2,180			

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	294,505	5,039	299,544				
		2 教育振興費	174,187	3,217	177,404	1,604			
		** 計 **	468,692	8,256	476,948	1,604			

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 公民館費	115,409	623	116,032				
		3 図書館費	130,559	730	131,289				
		4 市民文化会館費	89,030	63,590	152,620			59,200	
		5 文化振興費	233,509	1,933	235,442				
		** 計 **	655,008	66,876	721,884			59,200	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 体育施設費	256,879	6,042	262,921				
		3 学校給食費	560,045	2,480	557,565				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	2,000	河川環境整備測量設計業務委託料 2,000
	14 工事請負費	15,000	河川環境整備工事費 15,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
9,299	10 需用費	9,299	光熱水費 9,299
2,193	10 需用費	4,373	消耗品費 4,373
11,492			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
5,039	10 需用費	5,039	光熱水費 5,039
1,613	10 需用費	3,217	消耗品費 3,217
6,652			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
623	10 需用費	623	燃料費 85 光熱水費 538
730	10 需用費	730	光熱水費 730
4,390	12 委託料	7,190	市民文化会館指定管理料 4,390 市民文化会館屋根防水等工事監理業務委託料 2,800
	14 工事請負費	56,400	市民文化会館屋根防水等工事費 56,400
1,933	10 需用費	1,933	光熱水費 1,933
7,676			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,042	10 需用費	2,597	光熱水費 2,597
	12 委託料	3,445	市民総合体育館・小山田テニスコート指定管理料 1,768 姉ヶ崎サン・スポーツランド指定管理料 1,677
2,480	10 需用費	1,800	燃料費 200 光熱水費 1,600
	11 役務費	900	手数料 900
	17 備品購入費	5,180	給食センター備品購入費 2,330

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		** 計 **	882,847	3,562	886,409				

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 公共土木施設災害復旧費	26,001	87,568	113,569	58,074		29,400	
		** 計 **	26,001	87,568	113,569	58,074		29,400	

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			給食センター配送車両購入費
3,562			2,850

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
94	10 需用費	500	消耗品費 500
	14 工事請負費	86,859	道路災害復旧工事費 86,859
	16 公有財産購入費	165	用地取得費 165
	21 補償補填及び賠償金	44	工作物等移転補償費 44
94			

(参考)

令和5年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	3	1	12	住 民 情 報 修 シ ス テ ム 改 修	40,018	33,414		6,604		4,270			2,334
計					40,018	33,414		6,604		4,270			2,334

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	3	1	12	戸 籍 情 報 修 シ ス テ ム 改 修	10,511	2,494		8,017		5,184			2,833
計					10,511	2,494		8,017		5,184			2,833



(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6	3	2	18	浜  の 活 力 金 再 生 交 付 金	154,316	82,500		71,816		71,816			
農林水産業費	水 産 業 費	水産業振興費	負担金補助 及び交付金										
計					154,316	82,500		71,816		71,816			

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6	3	2	10	陸 上 養 殖 調 査	395			395					
			需 用 費										
			12		23,366	3,366		20,000					
			委 託 料										
計					23,761	3,366		20,395	20,395				

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	1	3	12	浄土ヶ浜園地内備 道	14,200			14,200	7,100	7,100			
商 工 費	商 工 費	観 光 費	委 託 料										
計					14,200			14,200	7,100	7,100			

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	2	2	12	道路維持管理	20,389	14,389		6,000		111,000			
			14										工事請負費
計					315,389	204,389		111,000		111,000			

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 路 橋 り ょ う 費	2 道 路 維 持 費	12 委 託 料	道 路 施 設 等 長 寿 命 化 修 繕	130,100	100,100		30,000		57,750	42,200		50
			14 工 事 請 負 費		262,000	192,000		70,000					
計					392,100	292,100		100,000		57,750	42,200		50

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 路 橋 り ょ う 費	2 道 路 維 持 費	10 需 用 費	交 通 安 全 対 策	295	295				5,775	4,200		25
			12 委 託 料		1,980	1,980							
			14 工 事 請 負 費		60,000	50,000		10,000					
計					62,275	52,275		10,000		5,775	4,200		25

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 りょう 費	3 道 路 新 設 改 良 費	14 工 事 請 負 費	松 山 線 道 路 改 良	17,000	10,000		7,000		3,675	3,300		25
			16 公 有 財 産 購 入 費		11,000	11,000							
			21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		10,000	10,000							
計					38,000	31,000		7,000		3,675	3,300		25

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 りょう 費	3 道 路 新 設 改 良 費	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	伊 川 水 門 開 取 付 道 路 整 備	16,665			16,665	16,665				
計					16,665			16,665	16,665				

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3 河 川 費	1 河川維持費	12 委 託 料	河 川 環 境 整 備	17,000	15,000		2,000			17,000		
			14 工 事 請 負 費		35,000	20,000		15,000					
計					52,000	35,000		17,000			17,000		

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災 害 復 旧 費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需 用 費	道 路 河 川 災 害 復 旧 (令和5年8月豪雨)	500			500					
			12 委 託 料		26,000	26,000							
			14 工 事 請 負 費		86,859			86,859		58,074	29,400		94
			16 公 有 財 産 購 入 費		165			165					
			21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		44			44					
計					113,568	26,000		87,568		58,074	29,400		94

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和5年度) 中心市街地拠点施設 津波浸水対策改修工 事監理業務委託料	限度額 2,400			6	2,400		2,400		
(令和5年度) 中心市街地拠点施設 津波浸水対策改修工 事費	限度額 131,300			6	131,300		131,300		
(令和5年度) 宮古市災害資料伝承 館整備工事費	限度額 130,000			6	130,000		130,000		
(令和5年度) 田老・新里・川井地 域バス運行業務委託 料	限度額 44,611			6	44,611			650	43,961
(令和5年度) 川井地区研修バス運 行管理業務委託料	限度額 4,300			6	4,300				4,300
(令和5年度) 田老総合事務所庁舎 清掃業務委託料	限度額 630			6	630				630
(令和5年度) 新里総合事務所非常 用予備発電設備等改 修工事監理業務委託 料	限度額 1,000			6	1,000		800	200	
(令和5年度) 新里総合事務所非常 用予備発電設備等改 修工事費	限度額 71,500			6	71,500		55,200	16,300	

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
(令和5年度) 小国保育所園児送迎 バス運行管理業務委 託料	限度額 4,700			6	4,700				4,700
(令和5年度) 重茂児童館児童送迎 バス運行管理業務委 託料	限度額 4,400			6	4,400			4,400	
(令和5年度) 患者輸送車管理運行 業務委託料	限度額 4,400			6	4,400	382			4,018
(令和5年度) 花いっぱい育苗業務 委託料	限度額 2,800			6	2,800				2,800
(令和5年度) 公共施設ごみ収集業 務委託料	限度額 11,500			6	11,500				11,500
(令和5年度) 和井内養魚場種苗生 産施設整備工事監理 業務委託料	限度額 700			6	700		700		
(令和5年度) 和井内養魚場種苗生 産施設整備工事費	限度額 12,900			6	12,900		12,900		
(令和5年度) 水産科学館清掃業務 委託料	限度額 7,200			6	7,200	7,200			
(令和5年度) 道の駅たろう清掃業 務委託料	限度額 5,340			6	5,340				5,340

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
(令和5年度) 除雪車両購入費	限度額 55,000			6	55,000	30,000	25,000		
(令和5年度) 都市公園等草刈及び 巡回清掃業務委託料	限度額 42,000			6	42,000				42,000
(令和5年度) 教育機関文書等集配 業務委託料	限度額 1,850			6	1,850				1,850
(令和5年度) 学校浄化槽維持管理 業務委託料	限度額 3,330			6	3,330				3,330
(令和5年度) スクールバス運行業 務委託料	限度額 150,820			6	150,820				150,820
(令和5年度) 教師用教科書及び指 導書購入費	限度額 25,000			6	25,000				25,000
(令和5年度) 公民館清掃業務委託 料	限度額 5,900			6	5,900				5,900
(令和5年度) 図書館清掃業務委託 料	限度額 4,500			6	4,500				4,500
(令和5年度) 図書館外壁改修工事 実施設計業務委託料	限度額 3,900			6	3,900		3,900		



事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
(令和5年度) 市民文化会館屋根防 水等工事監理業務委 託料	限度額 5,300			6	5,300		5,300		
(令和5年度) 市民文化会館屋根防 水工事費	限度額 69,000			6	69,000		69,000		

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	31,203,605	31,359,011	2,402,500	249,100	2,651,600	2,665,248		2,665,248	31,345,363
(6) 土木債	3,306,277	3,277,179	343,700	131,600	475,300	479,551		479,551	3,272,928
(9) 辺地対策事業債	126,003	121,980	1,700	2,500	4,200	13,628		13,628	112,552
(10) 過疎対策事業債	12,709,492	13,772,665	1,853,700	115,000	1,968,700	973,985		973,985	14,767,380
2. 災害復旧債	3,827,581	3,631,455	47,700	29,400	77,100	283,106		283,106	3,425,449
(1) 補助災害復旧事業債	1,174,723	1,147,215	11,100	29,400	40,500	86,643		86,643	1,101,072
補正されなかった 区分に係る額	10,336,311	9,505,539	103,100		103,100	1,006,763		1,006,763	8,601,876
合 計	45,367,497	44,496,005	2,553,300	278,500	2,831,800	3,955,117		3,955,117	43,372,688
※うち合併特例債	9,815,363	9,176,326				635,881		635,881	8,540,445

議案第3号

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,875,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		858,367	86	858,281
	1 国民健康保険税	858,367	86	858,281
5 繰入金		610,717	1,587	612,304
	1 他会計繰入金	594,343	1,587	595,930
補正されなかった款項にかかる額		4,404,793		4,404,793
** 歳入合計 **		5,873,877	1,501	5,875,378

### 2 歳出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		124,634	1,501	126,135
	2 徴税費	40,567	1,501	42,068
補正されなかった款項にかかる額		5,749,243		5,749,243
** 歳出合計 **		5,873,877	1,501	5,875,378



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 国民健康保険税 1 国民健康保険税			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般被保険者国民健康保険税	858,298	86	858,212
	** 計 **	858,367	86	858,281

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	594,343	1,587	595,930
	** 計 **	594,343	1,587	595,930

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 2 徴税費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 賦課徴収費	40,567	1,501	42,068				1,501
	** 計 **	40,567	1,501	42,068				1,501

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1	医療給付費分現年課税分	66	医療給付費分現年課税分 66
3	後期高齢者支援金分現年課税分	20	後期高齢者支援金分現年課税分 20

節		金額	説明
区分			
1	一般会計繰入金	1,587	一般会計繰入金 1,587

(単位・千円)

内訳 一般財源	節		説明
	区分	金額	
	12 委託料	1,501	住民情報システム改修等委託料 1,501





議案第4号

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		198,749	341	199,090
	2 外来収入	181,000	341	181,341
7 県支出金		5,063	1,641	3,422
	1 県補助金	5,063	1,641	3,422
8 市債		4,800	1,300	6,100
	1 市債	4,800	1,300	6,100
補正されなかった款項にかかる額		244,270	-	244,270
** 歳 入 合 計 **		452,882	-	452,882

### 2 歳 出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
補正されなかった款項にかかる額		452,882	-	452,882
** 歳 出 合 計 **		452,882	-	452,882

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	4,800	1,300	6,100	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に は、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期間を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えることが できる。
計	4,800	1,300	6,100			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 1 診療収入 2 外来収入			
	目	補正前の額	補正額	計
	4 外来一部負担金収入	25,861	341	26,202
	** 計 **	181,000	341	181,341

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 7 県支出金 1 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 へき地診療所設備整備補助金	5,063	1,641	3,422
	** 計 **	5,063	1,641	3,422

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 8 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 施設整備事業債	4,800	1,300	6,100
	** 計 **	4,800	1,300	6,100

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 2 医業費 1 医業費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般管理費	70,120		70,120		1,641	1,300	
	** 計 **	125,210		125,210		1,641	1,300	

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		341	一部負担金 341

節		金額	説明
区分			
1 へき地診療所設備整備		1,641	へき地診療所設備整備補助金 1,641

節		金額	説明
区分			
1 診療施設		1,300	診療所施設整備事業債 1,300

(単位・千円)

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
341			(財源補正)
341			

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1. 過疎対策事業債	77,453	64,957	4,800	1,300	6,100	12,905		12,905	58,152
補正されなかった 区分に係る額	30								
合 計	77,483	64,957	4,800	1,300	6,100	12,905		12,905	58,152

議案第5号

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,811,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	1,210,638	554	1,211,192
	1 介護保険料	1,210,638	554	1,211,192
4	国庫支出金	1,634,909	603	1,635,512
	1 国庫負担金	1,092,075	482	1,092,557
	2 国庫補助金	542,834	121	542,955
5	支払基金交付金	1,643,869	651	1,644,520
	1 支払基金交付金	1,643,869	651	1,644,520
6	県支出金	913,675	301	913,976
	1 県負担金	861,310	301	861,611
8	繰入金	1,193,685	1,310	1,194,995
	1 他会計繰入金	1,072,069	631	1,072,700
	2 基金繰入金	121,616	679	122,295
補正されなかった款項にかかる額		211,070		211,070
** 歳入合計 **		6,807,846	3,419	6,811,265

### 2 歳出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	128,776	330	129,106
	1 総務管理費	77,008	330	77,338
2	保険給付費	6,010,400	2,410	6,012,810
	1 介護サービス費	5,605,700	2,410	5,608,110
8	諸支出金	95,584	679	96,263
	1 諸支出金	95,584	679	96,263
補正されなかった款項にかかる額		573,086		573,086
** 歳出合計 **		6,807,846	3,419	6,811,265



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センターシステム等賃貸借料	令和6年度	限度額 2,400千円

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,210,638	554	1,211,192
	** 計 **	1,210,638	554	1,211,192

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 1 国庫負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	1,092,075	482	1,092,557
	** 計 **	1,092,075	482	1,092,557

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 調整交付金	424,628	121	424,749
	** 計 **	542,834	121	542,955

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費交付金	1,622,809	651	1,623,460
	** 計 **	1,643,869	651	1,644,520

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 1 県負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	861,310	301	861,611
	** 計 **	861,310	301	861,611

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	1,072,069	631	1,072,700
	** 計 **	1,072,069	631	1,072,700

節		金額	説明
区分			
1 現年度特別徴収分		519	現年度分 519
2 現年度普通徴収分		35	現年度分 35

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		482	現年度分 482

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		121	現年度分 121

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		651	現年度分 651

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		301	現年度分 301

節		金額	説明
区分			
1 一般会計繰入金		631	一般会計繰入金 631

1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金	補正前の額	補 正 額	計
1	財政調整基金繰入金	121,616	679	122,295
	** 計 **	121,616	679	122,295

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	679	財政調整基金繰入金 679

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	77,008	330	77,338				330
		** 計 **	77,008	330	77,338				330

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 1 介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		7 居宅介護福祉用具購入費	2,700	2,410	5,110	603	301		952
		** 計 **	5,605,700	2,410	5,608,110	603	301		952

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 諸支出金 1 諸支出金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 第1号被保険者保険料還付金	2,000	550	2,550				550
		2 償還金	93,534	129	93,663				129
		** 計 **	95,584	679	96,263				679

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	13 使用料及び賃借料	330	介護事業所台帳管理システム利用料 330

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
554	18 負担金補助及び交付金	2,410	居宅介護福祉用具購入費 2,410
554			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利子及び割引料	550	第1号被保険者保険料還付金 550
	22 償還金利子及び割引料	129	国庫支出金等返還金 129

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
(令和5年度) 地域包括支援センターシステム等賃借料	千円 限度額 2,400	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円
				6	2,400	1,071		871	458



議案第6号

令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 債務負担行為補正  
追加

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水処理施設維持管理業務委託料	令和6年度	限度額 5,300千円

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和5年度) 農業集落排水処理施 設維持管理業務委託 料	限度額 5,300	令和年度		令和年度	6			5,300	

議案第7号

令和5年度宮古市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 債務負担行為補正  
追加

事 項	期 間	限 度 額
漁業集落排水処理施設維持管理業務委託料	令和6年度	限度額 3,200千円

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和5年度) 漁業集落排水処理施 設維持管理業務委託 料	限度額 3,200	令和年度		令和年度	6			3,200	

議案第 8 号

令和 5 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（条項の追加）

第 2 条 令和 5 年度宮古市水道事業会計予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
(令和 5 年度) 宮古市上下水道部庁舎等清掃 業務委託料	令和 6 年度	限度額 3,974 千円
(令和 5 年度) 水道施設保守点検管理業務委 託料（崎山箱石、田代、田老 地区）	令和 6 年度	限度額 7,630 千円
(令和 5 年度) 水道施設保守点検管理業務委 託料（新里地区）	令和 6 年度	限度額 5,500 千円
(令和 5 年度) 水道水水質検査採水業務委託 料	令和 6 年度	限度額 1,900 千円
(令和 5 年度) 水道施設電気・機械設備保守 点検管理業務委託料	令和 6 年度	限度額 15,880 千円
(令和 5 年度) 自家用電気工作物保安管理業 務委託料	令和 6 年度	限度額 800 千円
(令和 5 年度) 津軽石ポンプ場整備工事費	令和 6 年度	限度額 378,000 千円
(令和 5 年度) 津軽石ポンプ場整備工事監理 業務委託料	令和 6 年度	限度額 11,000 千円

令和 5 年 12 月 4 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払		当該年度以降の支払		左 の 財 源 内 訳			
		義務発生(見込)額		義務発生予定額		国庫補助金	企業債	一般会計負担金	その他
		期間	金額	期間	金額				
(令和5年度) 宮古市上下水道部庁舎等清掃業務委託料	千円 限度額 3,974	令和 年度	千円	令和 年度	千円	千円	千円	千円	千円
(令和5年度) 水道施設保守点検管理業務委託料(崎山箱石、田代、田老地区)	限度額 7,630			6	7,630			1,831	5,799
(令和5年度) 水道施設保守点検管理業務委託料(新里地区)	限度額 5,500			6	5,500				5,500
(令和5年度) 水道水水質検査採水業務委託料	限度額 1,900			6	1,900			195	1,705
(令和5年度) 水道施設電気・機械設備保守点検管理業務委託料	限度額 15,880			6	15,880			220	15,660
(令和5年度) 自家用電気工作物保安管理業務委託料	限度額 800			6	800				800
(令和5年度) 津軽石ポンプ場整備工事費	限度額 378,000			6	378,000				378,000
(令和5年度) 津軽石ポンプ場整備工事監理業務委託料	限度額 11,000			6	11,000				11,000
計					424,684			2,246	422,438



議案第9号

令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
（令和5年度） 宮古浄化センター及び中継 ポンプ場維持管理業務委託 料	令和6年度	限度額 156,000千円
（令和5年度） 田老浄化センター維持管理 業務委託料	令和6年度	限度額 13,500千円
（令和5年度） 雨水ポンプ場点検管理業務 委託料	令和6年度	限度額 2,800千円
（令和5年度） 自家用電気工作物保安管理 業務委託料	令和6年度	限度額 2,500千円

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

## 債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払		当該年度以降の支払		左の財源内訳			
		義務発生(見込)額		義務発生予定額		国庫補助金	企業債	一般会計負担金	その他
		期間	金額	期間	金額				
(令和5年度) 宮古浄化センター及び 中継ポンプ場維持 管理業務委託料	千円 限度額 156,000	令和 年度	千円	令和 年度	千円	千円	千円	千円	千円
				6	156,000				156,000
(令和5年度) 田老浄化センター維 持管理業務委託料	限度額 13,500			6	13,500				13,500
(令和5年度) 雨水ポンプ場点検管 理業務委託料	限度額 2,800			6	2,800			2,800	
(令和5年度) 自家用電気工作物保 安管理業務委託料	限度額 2,500			6	2,500			1,002	1,498
計					174,800			3,802	170,998

議案第10号

宮古市部等設置条例の一部を改正する条例

宮古市部等設置条例（平成17年宮古市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) 上下水道部 <u>都市下水路その他の生活排水</u> に関する こと。 (9) [略]	(分掌事務) 第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) 上下水道部 <u>公共下水道以外</u> の生活排水に関する こと。 (9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、部等の分掌事務を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成 1 7 年宮古市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 1 0 条及び第 2 6 条第 1 項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 1 0 条及び第 2 6 条第 1 項において同じ。）以外の世帯 2 万 2, 8 0 0 円</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(税の減額)</p> <p>第 2 6 条 〔略〕</p> <p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定に</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 1 0 条及び第 2 6 条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 1 0 条及び第 2 6 条において同じ。）以外の世帯 2 万 2, 8 0 0 円</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(税の減額)</p> <p>第 2 6 条 〔略〕</p>

より算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条の3第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（及び第3号）において同じ。）及び」とする。

（税の減免）

第27条 〔略〕

（出産被保険者に係る届書の提出）

第27条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすること

第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（及び第3号）において同じ。）及び」とする。

（税の減免）

第27条 〔略〕

ができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届書の提出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届書の提出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の3 [略]

附 則

1～5 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の2 [略]

附 則

1～5 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第

「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

9 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第

2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

9 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35



35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とある

条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林

のは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは

所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又

は山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2

は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第

2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

18～22 〔略〕

10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

18～22 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前

の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古市空家等の適正管理に関する条例（平成29年宮古市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入調査等)</p> <p>第3条 市長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者を把握するための調査並びに<u>第9条</u>の規定による応急措置その他空家等に関し、特に必要と認める場合は、<u>法第9条</u>の規定に基づく立入調査等（以下「立入調査等」という。）を行うものとする。</p> <p><u>(管理不全空家等の認定及び取消し)</u></p> <p>第4条 市長は、<u>空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるときは、管理不全空家等として認定することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により管理不全空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条第1項に規定する指導を付して通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、管理不全空家等が管理又は除却により第1項の適切な管理が行われていない状態を解消したと認めるときは、当該管理不全空家等の認定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(管理不全空家等に対する措置)</u></p> <p>第5条 市長は、<u>前条第2項の指導をした管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条第2項の規定による勧告その他必要な措置を行うものとする。</u></p> <p>(特定空家等の認定及び取消し)</p> <p>第6条 市長は、空家等が不適切な状態にあり、特定空家等に該当すると思料するときは、<u>第11条</u>の宮古市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、特定空家等として認定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により特定空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条第1項</u>に規定する助言又は指導を付して通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(立入調査等)</p> <p>第3条 市長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者を把握するための調査並びに<u>第7条</u>の規定による応急措置その他空家等に関し、特に必要と認める場合は、<u>法第9条</u>の規定に基づく立入調査等（以下「立入調査等」という。）を行うものとする。</p> <p>(特定空家等の認定及び取消し)</p> <p>第4条 市長は、空家等が不適切な状態にあり、特定空家等に該当すると思料するときは、宮古市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、特定空家等として認定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により特定空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条第1項</u>に規定する助言又は指導を付して通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p>

<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、立入調査等により、前条第2項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条第2項の規定による勧告、法第22条第3項の規定による命令又は法第22条第9項、第10項若しくは第11項の規定による代執行その他の必要な措置を行うものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条の規定に基づき、空家等対策計画を策定するものとする。</u></p> <p>(空家等対策推進協議会)</p> <p><u>第11条</u> <u>法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、宮古市空家等対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、立入調査等により、前条第2項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条第2項の規定による勧告、法第14条第3項の規定による命令又は法第14条第9項若しくは第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を策定するものとする。</u></p> <p>(空家等対策推進協議会)</p> <p><u>第9条</u> <u>法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、宮古市空家等対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

宮古市印鑑条例（平成17年宮古市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 被登録者は、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、<u>個人番号カード</u>（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は<u>移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 被登録者は、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、<u>自らの個人番号カード</u>を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

移動端末設備に搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能としようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第14号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本抄本交付手数料	1通につき450円	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本抄本交付手数料	1通につき450円
2 [略]			2 [略]		
2の2 戸籍法第20条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子	戸籍電子証明書提供用識別符号交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円			

<p>情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
<p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた</p>	<p>除かれた戸籍の謄本抄本交付手数料</p>	<p>1 通につき 750 円</p>	<p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた</p>	<p>除かれた戸籍の謄本抄本交付手数料</p>

<p>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>の交付</p>			<p>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスク</u>をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>		
4 [略]			4 [略]		
<p>4の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく<u>除籍電子証明書</u>提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号交</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>			

<p>供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届出受理手数料</p>	<p>1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>	<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>届出受理手数料 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>
<p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書</p>	<p>届書その他書類の閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書</p>	<p>届書その他書類の閲覧手数料 書類1件につき350円</p>

<p>書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>
<p>7～67 [略]</p>	<p>7～67 [略]</p>
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍謄本等の広域交付及び届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料を新たに定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 15 号

宮古市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宮古市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年宮古市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲等）</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、<u>別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 <u>別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>別表第 1（第 3 条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>宮古市子ども等医療費給付条例(平成 17 年宮古市条例第 87 号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第 2（第 3 条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 35%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>宮古市子ども等医療費給付条例の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって、</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	宮古市子ども等医療費給付条例(平成 17 年宮古市条例第 87 号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長	宮古市子ども等医療費給付条例の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって、	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲等）</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、<u>市長が行う宮古市子ども等医療費給付条例(平成 17 年宮古市条例第 87 号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>とする。</p> <p>2 <u>市長は、宮古市子ども等医療費給付条例の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるものを処理するために必要な限度で、<u>地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報に係る特定個人情報</u>のうち規則で定めるものであって市長が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>
執行機関	事務												
1 市長	宮古市子ども等医療費給付条例(平成 17 年宮古市条例第 87 号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの												
2 市長	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの												
執行機関	事務	特定個人情報											
1 市長	宮古市子ども等医療費給付条例の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって、											

		規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、医療

	<p>保険給付関係情報、 中国残留邦人等支 援給付等関係情報、 介護保険給付等関 係情報、障害者自立 支援給付関係情報 又は宮古市子ども 等医療費給付条例 の規定による医療 費の給付に関する 情報であって、規則 で定めるもの</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

個人番号を利用することができる事務に、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第16号

宮古市立学校条例の一部を改正する条例

宮古市立学校条例（平成17年宮古市条例第182号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
(中学校) 第3条 中学校を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>宮古市立川井中学校</td><td>宮古市川井第5地割101番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		宮古市立川井中学校	宮古市川井第5地割101番地1	(中学校) 第3条 中学校を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>宮古市立川井中学校</td><td>宮古市箱石第1地割4番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		宮古市立川井中学校	宮古市箱石第1地割4番地
名称	位置												
[略]													
宮古市立川井中学校	宮古市川井第5地割101番地1												
名称	位置												
[略]													
宮古市立川井中学校	宮古市箱石第1地割4番地												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立川井中学校を宮古市立川井小学校に併設することに伴い、宮古市立川井中学校の位置を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第17号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

### 1 処分する目的

平成27年度及び平成28年度被災地域農業復興総合支援事業で取得した農業機械について、当該農業機械の管理を委託している東部ファームへ譲渡することにより、農作物の生産振興を図るため。

### 2 処分する財産

種別	細目	数量
農業機械	トラクター	1台
	田植機	1台
	動力噴霧器	1台
	コンバイン	1台
	遠赤外線穀類乾燥機	2台
	汎用管理機	1台
	縦型米選機	1台
	昇降機付玄米タンク	1台
	湛水直播部	1台
	溝切部	1台

### 3 処分の方法

無償譲渡

### 4 処分の相手方

住所 宮古市赤前第10地割24番地

名称 東部ファーム

組合長 佐々木 積

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

被災地域農業復興総合支援事業の用に供していた農業機械を無償譲渡しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市民文化会館

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市民文化会館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
432	藤原小山田支線	宮古市小山田一丁目107番12地先	
		宮古市小山田二丁目107番3地先	

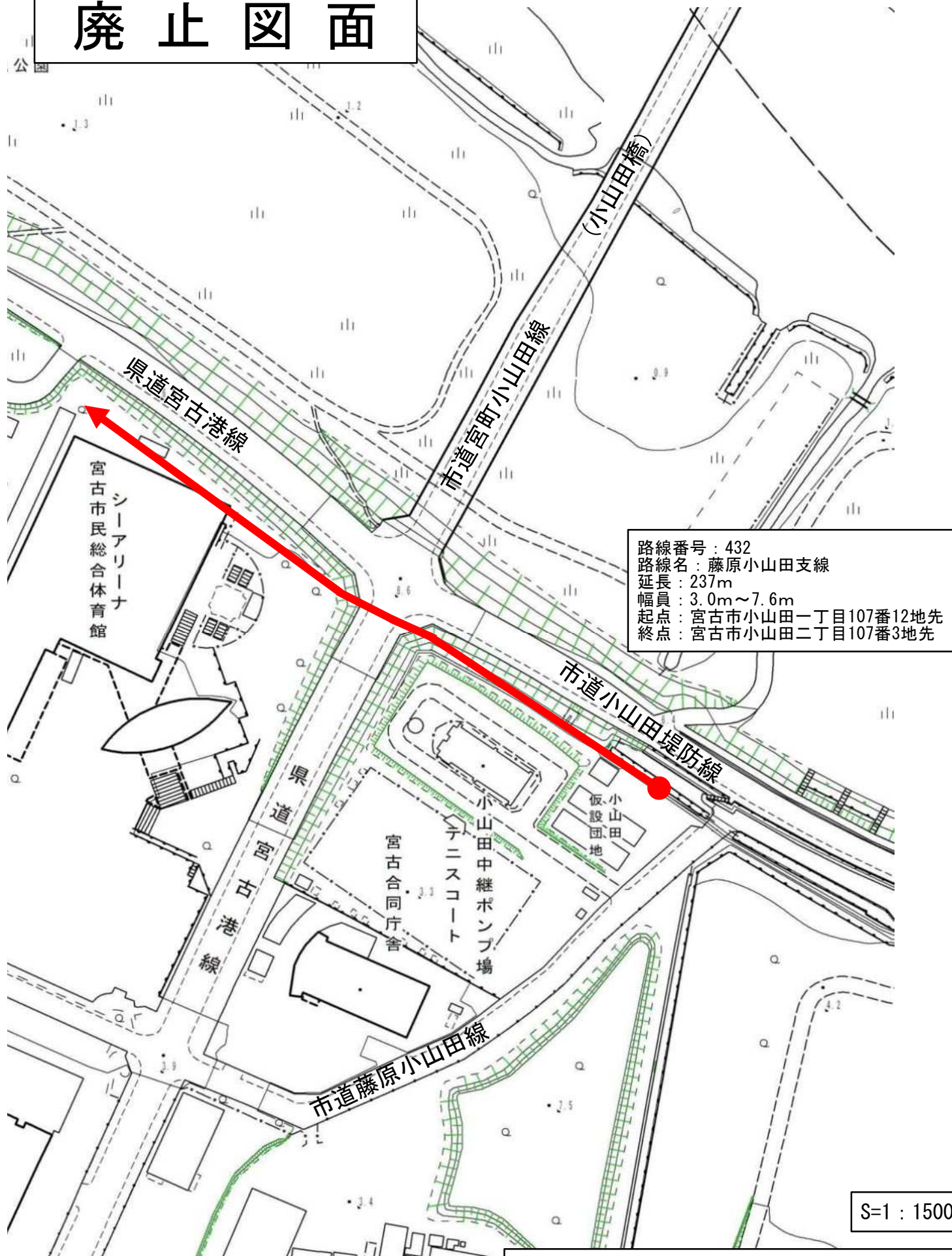
令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

# 廃止図面



災害復興計画基図（国土地理院）を加工して作成

議案第20号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
926	本 町 線	宮古市本町54番地先	
		宮古市本町54番地先	

令和5年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

# 認定図面

うみどり公園駐車場

市道築地通り線

2.54

市道新川町保久田線

路線番号：926  
路線名：本町線  
延長：28.9m  
幅員：23.5m～29.8m  
起点：宮古市本町54番地先  
終点：宮古市本町54番地先

至岩泉

国道45号

うみどり公園

S=1:500

災害復興計画基図（国土地理院）を加工して作成